

根室市外部公益通報の処理に関する要綱

第1章 総則

(目的)

**第1条** この要綱は、根室市に対してなされる外部公益通報の適切な処理のために必要な事項を定めることにより、外部公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備し、もって外部公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部労働者等 公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- (3) 外部公益通報 以下に定める通報をいう。
  - ア 法第3条第2号及び法第6条第2号に規定する公益通報。
  - イ 法第2条第1項に定める役務提供先の法令遵守を確保する上で必要と認められる者（外部労働者等を除く）が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、法第3条第2号に掲げる要件を満たして行う通報で、当該法令違反の事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を根室市が有するもの。
  - ウ 外部労働者等及び前イに規定する者が、法令違反の事実（通報対象事実を除く。以下同じ。）が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、法第3条第2号に掲げる要件を満たして行う通報で、当該法令違反の事実について処分又は勧告等をする権限を根室市が有するもの。
- (4) 外部通報対象事実 通報対象事実及び法令違反の事実をいう。
- (5) 通報等 外部通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料して、根室市に対して、その旨を知らせる行為又は相談する行為をいう。
- (6) 外部通報者 通報等をした者をいう。
- (7) 主管課 外部公益通報の内容となる事実に関する事務を所掌する課をいう。

第2章 体制の整備

(通報対応責任者)

**第3条** 市長は、外部公益通報に適切に対応するため、外部公益通報対応業務を統括し、次の各号に掲げる業務を行う通報対応責任者を置き、市民生活部長をもってこれに充てる。ただし、当該通報等の内容について、市民生活部長が第15条に定める利益相反関係を有する場合には、副市長をもって充て、これらのいずれもが利益相反関係を有する場合には、他の職員の中から、適当と

認められる者を指名してこれに充てる。

- (1) 外部通報窓口を設置すること。
- (2) 通報対応担当者を指名すること。
- (3) 公益通報保護法及び市の外部公益通報に関する対応の体制について、職員に対して必要な教育又は周知を行うこと。

(外部通報窓口の設置)

**第4条** 通報対応責任者は、外部公益通報を取り扱う外部通報窓口を生活環境課に置き、当該課の職員（以下「受付職員」という。）に、次に掲げる事務を取り扱わせるものとする。

- (1) 通報等の受付に関すること。
- (2) 外部通報者との連絡調整に関すること。
- (3) 通報対応担当者との連絡調整に関すること。

(通報対応担当者)

**第5条** 通報対応責任者は、外部通報窓口で受け付けた通報等にかかる主管課があるときは、当該主管課の課長を、主管課のないときは、生活環境課に所属する職員の中から適当と認める者を通報対応担当者に指名するものとする。ただし、当該指名しようとする者が、第15条に定める利益相反関係を有する場合には、他の職員の中から適当と認められる者を指名する。

2 通報対応担当者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 外部通報窓口になされた通報等の受理手続を行うこと。
- (2) 外部通報窓口になされた通報等について、必要な調査を実施すること。
- (3) 前号の調査の結果、対象事案について外部通報対象事実の存在が認定された場合、法令に基づく措置その他必要な措置の内容を検討し、実施すること。
- (4) 外部通報者に対し、他の行政機関への教示を行うこと。

3 通報対応担当者は、所属課の中から、前項に定める業務を補佐する者を指定することができる。ただし、第15条に定める利益相反関係を有する者を指定することはできない。

### 第3章 外部公益通報

(外部公益通報の方法)

**第6条** 外部通報窓口を利用しようとする者は、外部通報窓口の職員に対し、電話、電子メール、書面の授受又は面談により、外部通報対象事実を知らせ、又は相談することにより通報等を行うものとする。この場合において、当該通報等は、匿名で行うことができる。

(受付)

**第7条** 受付職員は、外部通報窓口で通報等を受け付けたときは、次の対応を行う。ただし、外部通報者が説明を希望しない場合、匿名であること等により説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

- (1) 外部通報者の氏名、連絡先及び通報等の内容を把握すること（ただし、氏名については匿

名による通報の場合を除く。)

- (2) 外部公益通報に関する秘密は保持されること及び個人情報保護されることを説明すること。
- (3) 通報等を受け付けた後の手続の流れを説明すること。
- (4) 受け付けた外部通報対象事実が、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有するものである場合に、当該他の行政機関を教示すること。

2 前項の場合において、外部通報者が通報窓口への通報の到着を確認できない方法によって通報等がなされた場合には、受付職員は、速やかに外部通報者に対して通報等を受け付けた旨を通知するよう努める。ただし、外部通報者の連絡先が不明な場合、外部通報者が希望しない場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

3 受付職員は、通報等を受け付けたときは、その内容に応じて通報対応担当者に対し、当該通報等の対応業務を引き継ぐものとする。

4 市の職員は、外部通報窓口を経由しないで、直接、通報等を受けたときは、これを外部通報窓口に取り次ぐものとし、受付職員は通常の通報等と同様にこれを取り扱うものとする。

(受理)

**第8条** 通報対応担当者は、通報等について、前条第3項に基づき引継ぎを受けたときは、当該通報等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを受理するものとする。

- (1) 通報等の内容が外部通報対象事実には該当しないことが明らかである場合
- (2) 過去に行われた同一通報者からの同一趣旨の通報等であることが明らかである場合
- (3) 法令に基づく措置その他適正な措置を講ずることができないことが明らかである場合

2 通報対応担当者は、通報等を受理するか否かについて、通報対応責任者に助言を求めることができる。

3 通報対応担当者は、第1項に基づき通報等を受理した場合は、受理した旨を、受理しない場合は受理しない旨及びその理由を、外部通報者に対し、遅滞なく通知する。ただし、外部通報者の連絡先が不明な場合、外部通報者が希望しない場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

4 前項の場合において、当該外部公益通報を受理しない理由が、当該外部通報対象事実に対する処分又は勧告等をする権限が他の行政機関にあることである場合には、当該権限を有する行政機関を、外部通報者に対し、遅滞なく教示するものとする。ただし、外部通報者の連絡先が不明な場合、外部通報者が希望しない場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

5 第3項の通知は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において行わなければならない。

(受理後の教示)

**第9条** 通報対応担当者は、受理した通報等について、受理後に他の行政機関が処分又は勧告等を

する権限を有することが明らかになったときは、当該権限を有する行政機関を、外部通報者に対し、遅滞なく教示するものとする。

- 2 前項の場合において、通報等に、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合には、個人情報保護に関する法令等に従い、当該他の行政機関に当該内容について情報提供をするものとする。

(調査)

**第10条** 通報対応担当者は、受理した通報等が次のいずれかに該当する場合には、当該通報等に関する調査を実施するものとする。

- (1) 当該事案の外部通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を根室市が有しており、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合
  - ア 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること  
(以下「真実相当性の要件」という。)
  - イ 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面を提出すること。

(ア) 外部通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

(イ) 当該事実の内容

(ウ) 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

(エ) 当該事実について法令に基づく措置その他適切な措置がとられるべきと思料する理由

- (2) 当該事案の外部通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を根室市が有して通報等が、真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合であって、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合

- 2 調査の実施にあたっては、通報等に関する秘密を守り、外部通報者が特定されないよう十分に留意するとともに、必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。

- 3 通報対応担当者は、調査によって収集された証拠等を踏まえて外部通報対象事実の存否について認定、判断を行い、その結果を記載した報告書を作成する。

(法令に基づく措置等の上申等)

**第11条** 通報対応担当者は、前条に基づく調査の結果について、報告書を提出し、任命権者に報告するものとする。この場合において、外部通報対象事実が存在すると認められるときは、法令に基づく措置その他適正な措置を任命権者に上申するものとする。

- 2 市長以外の任命権者は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかにその内容を市長に報告するものとする。

- 3 通報対応担当者は、第1項の場合において、外部通報対象事実が存在しないと認めたときは、その旨を外部通報者に対し速やかに通知する。ただし、外部通報者の連絡先が不明な場合、外部通報者が希望しない場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

4 前項の通知は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において行わなければならない。

(法令に基づく措置等の実施)

**第12条** 任命権者は、前条第1項の規定に基づく上申を受けたときは、直ちに通報対応担当者に指示して法令に基づく措置その他適正な措置を講じさせなければならない。

2 通報対応担当者は、前項に基づき実施した措置等の内容を、外部通報者に対し、遅滞なく通知する。ただし、外部通報者の連絡先が不明な場合、外部通報者が希望しない場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

3 前項の通知は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において行わなければならない。

(処分等)

**第13条** 任命権者は、根室市職員が次の各号に掲げる場合に当たるときは、当該各号に掲げる者に対して、懲戒処分を含む相当の処分を下し、又は当該事案の重大性の程度に照らし、任命権者が相当と認める措置を講ずるものとする。

(1) 第14条の規定に違反して正当な理由なく範囲外共有を行い、又は秘密を漏らした場合 正当な理由なく範囲外共有を行い、又は秘密を漏らした者

(2) 第15条第2項の規定による報告をせずに、当該外部公益通報対応業務に関与した場合 当該関与した者

#### 第4章 留意事項

(範囲外共有の禁止)

**第14条** 外部公益通報に関する情報のうち、個人情報については、原則として、通報対応責任者、通報対応担当者、第5第3項に基づき指定した職員及び受付職員（以下「外部公益通報処理関与者」という。）に限り共有するものとし、正当な理由がない限り、当該範囲を超えて共有しない。

2 外部公益通報に関する情報のうち、外部通報者の特定につながり得る情報（外部通報者の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が外部公益通報を端緒としたものであること、外部通報者しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、外部公益通報処理関与者に限り共有するものとし、外部通報者の書面（電子メールを含む。）による明示の同意がない限り、当該範囲を超えて共有し、あるいは調査の対象となる事業者に対して開示してはならない。

3 前項の書面による明示の同意を取得するにあたっては、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じる不利益について、事前に外部通報者に対し明確に説明しなければならない。

4 第10条の規定に基づく調査により得られた情報のうち、調査協力者を特定させる事項については、原則として、外部公益通報処理関与者に限り共有するものとし、正当な理由がない限り、当該範囲を超えて共有しない。

- 5 外部公益通報に関する情報のうち、第1項から前項までに掲げる事項以外の事項については、原則として、外部公益通報処理関与者及び第11条の規定に基づく法令に基づく措置等の実施に関わる者のうち、当該外部公益通報への対応のために必要な者に限り共有するものとし、正当な理由がない限り、当該範囲を超えて共有しない。
- 6 外部公益通報処理関与者は、自らが関与した外部公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 通報対応責任者は、外部公益通報の対応において前各項に違反する事実が生じないように、必要に応じて、職員等に対して注意を喚起し、指導を行わなければならない。  
(利益相反の排除)

**第15条** 外部通報処理関与者は、自らが当事者となっている案件その他利益相反関係を有する案件についての外部公益通報対応業務に関与してはならない。

- 2 外部通報処理関与者は、当該外部通報対象事実について、自らが前項に該当することが判明したときは、通報対応責任者に対し、自らその報告及び説明を行った上、当該外部公益通報対応業務に関して任命された職の辞任を申し出なければならない。
- 3 通報対応責任者は、外部通報処理関与者のうちに、第1項に該当する者がいることが判明したときは、速やかに、その者の当該外部公益通報対応業務に関して任命されている職を解かなければならない。  
(通報者の保護)

**第16条** 通報対応担当者は、通報対応の終了後においても、外部通報者から相談等があった場合には、適切に対応するとともに、外部通報者が、外部公益通報をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介するなど、通報者の保護に必要な措置をとるよう努めるものとする。

## 第5章 雑則

(外部公益通報以外の通報の取扱い)

**第17条** 市長は、この要綱が定める外部公益通報以外の通報であっても、法令遵守を図るために必要があると認める範囲において、通報対応責任者に対し、調査、是正措置その他適当な措置を命ずることができる。  
(委任)

**第18条** この要綱に定めるもののほか、外部公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。